

告 示

埼玉県告示第千百九十三号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

三 作業地域

埼玉県朝霞市内

四 作業期間

令和五年九月二十二日から令和六年三月十五日まで